

沼津市観光振興ビジョン改定支援業務委託 公募仕様書

1. 業務の目的

「沼津市観光振興ビジョン」の策定から5年が経過し、令和7年度をもって計画期間が満了となることを受け、現在の本市の観光の現状やこれまでの取組を振り返るとともに、市内観光を取り巻く環境の変化、ならびに市の計画や施策の整理を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「沼津市観光振興ビジョン」の改定を行う。

計画改定にあたり、現行の「沼津市観光振興ビジョン」の進捗状況や関係団体等の意見を考慮し、現状の課題を抽出した上で今後の方針を設定する。また、計画骨子案、計画書、概要版の作成、その他必要資料の作成、各種会議等の運営支援など、改定作業全般における支援を目的とする。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

(1) 沼津市観光振興ビジョン改定に係る基礎調査の実施及び結果分析

① 市内観光産業を取り巻く環境や社会的潮流、地域・特性の整理分析

- (ア) 各種統計データ分析等により本市の環境、地域・観光特性を整理、分析する。
- (イ) モバイルデータを活用した日本人観光客と外国人観光客の移動に関するデータ分析
- (ウ) 静岡県内における本市の位置づけ及び優位性を整理、分析する。
- (エ) 本市のエリアごとの特性や地域資源を整理、分析する。
- (オ) 国・静岡県の政策や施策の方向性を整理、分析する。

② 現振興ビジョンの振返りと新たな施策案の検討

- (ア) 数値に基づく現ビジョンの振返りを行い、目標達成度などから課題や効果を抽出し、分析する。
- (イ) 上記及び①の結果等を踏まえ、効果的な施策案の検討を行う。

(2) ビジョン改定懇話会の運営支援、計画への反映

計画の改定に際し開催するビジョン改定懇話会（3回予定）に際し、資料の作成、会議出席（資料説明）、議事録作成などの支援を行う。また、会議での意見等を集約、分析し、計画へ適正に反映する。

(3) 計画骨子案の作成

目標・体系をとりまとめた計画骨子案について、沼津市の観光分野における基本課題や施策の方向性等を踏まえ、委託者と協議の上、作成する。

(4) 計画書案・概要版案の作成

計画骨子案やビジョン改定懇話会等からの意見を踏まえ、計画書案・概要版案をとりまとめる。

(5) 検証可能な施策、数値目標の検討

国・静岡県の施策及び沼津市の関連計画や個別事業との整合性を図った上で、計画施行後における進捗管理に向けた検証可能な施策、数値目標の設定について検討する。

4. 成果品

- (1) 会議の資料及び議事録
- (2) 計画書及び概要版の原案 紙ベース 1部
- (3) 計画書及び概要版の原案 データ (CD-ROM 等) 一式
- (4) その他中間成果品データ 一式

5. 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

6. その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (5) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。